

令和7年度 第4回 長崎県最低賃金専門部会の開催について

標記専門部会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

なお、専門部会につきましては、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員による三者協議についてのみ公開を予定していますが、それ以外の二者による協議等につきましては非公開となります。

記

1 日 時 令和7年8月28日（木）午後4時00分から

2 場 所 長崎労働局 8階会議室
(長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル8階)

議 題

(1) 長崎県最低賃金の改正について

(2) その他

4 傍聴者数 若干名

5 要 領

(1) 傍聴希望者は、別紙1「令和7年度 第4回 長崎県最低賃金専門部会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。

申込締切日は、令和7年8月27日（水）17時15分必着です。

(2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。

(3) 当日、入室の際にご本人であることを確認させていただきますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。

なお、専門部会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 そ の 他

(1) 傍聴者は、別紙2「専門部会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。

(2) 車椅子でお越しになる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。

また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。

(3) 当専門部会につきましては、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員による三者協議についてのみ公開となります。その他の二者による協議等につきましては非公開となりますので、その際には一度会場より退席していただき、別室にて待機していただくこととなります。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

(担 当) 賃金指導官 池田 和美

電 話：095-801-0033